

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成24年1月)

東大阪市監査委員

東大阪監第 1445 号

平成 24 年 1 月 6 日

請求人 様

東大阪市監査委員 岩 崎 久 市

同 中 西 昇

同 鳥 居 善太郎

同 岡 修一郎

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 23 年 11 月 18 日付で受理しました住民監査請求（受付第 1223 号）に係る監査結果について地方自治法第 242 条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成23年11月9日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求内容「平成23年度東大阪市外国人学校教育振興費補助金」について
東大阪市長は、平成23年9月21日に「東大阪朝鮮初級学校」と「東大阪朝鮮中級学校」に対し合計540万円の外国人学校教育振興費補助金及び外国人学校教材費補助金の交付を決定し平成23年10月5日に支出命令が出されている。(資料ア、イ、ウ)

朝鮮学校とは、北朝鮮本国からの指導により在日本朝鮮人総联合会(以下「朝鮮総聯」という。)により運営がなされており以下の理由にて違法、または不当である。

あ 日本国憲法第89条の違反

「第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とある。

各種学校である朝鮮学校の教育内容については朝鮮総聯の指導下に置かれており、日本国からみて公の支配がなされていない。ゆえに憲法違反である。

(資料オ、キ、ク)

い 外国人学校補助金交付要綱において不当である。

第13条には「市長は、財政の状況、補助金の交付の効果等を踏まえ、この要綱の施行の状況について検討を行い、その検討の結果に基づいてこの要綱の改正又は廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。」とあるが、朝鮮学校は、日本の国益を損ねる北朝鮮の思想教育を推し進めているにもかかわらず(資料オ、カ、キ、ク)特段、措置が取られていない。

都道府県知事あての昭和40年の文部事務次官通知(資料エ)では、朝鮮学校の実態を「教職員の任命・構成、教育課程の編成・実施、学校管理等に

において法令の規定に違反し、極めて不正常的な状態にあると認められる。」と明記されており各種学校としても認可すべきでない点や、すでに認可されている朝鮮学校については実態の把握に努めることに言及していることから補助金を交付すべきでない。

う 教育基本法第 14 条第 2 項の違反

初級部 4 年生以上の児童生徒を朝鮮総聯の傘下団体に所属させるなど（資料ク）政治教育の中立性を欠いており、教育基本法に違反している朝鮮学校への公金の支出は違法である。

以上の理由で朝鮮学校 2 校に交付した 23 年度の補助金 540 万円の返還を求めるとともに、今後、朝鮮学校に対する補助金の交付の停止を求める。

2 監査請求の内容が法の解釈も含まれる為、個別外部監査契約に基づく監査を求めます。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

事実証明書一覧

- ア 平成 23 年度東大阪市外国人学校教育振興費補助金交付決定通知書
（初級・中級学校）
- 平成 23 年度東大阪市外国人学校教材費補助金交付決定通知書
（初級・中級学校）
- イ 支出命令書（初級・中級学校）
- ウ 外国人学校補助金交付要綱～（適用）交付額・交付先 など
- エ 朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて
（各都道府県知事あて文部事務次官通知）
- オ 新聞記事 平成 23 年 10 月 2 日
- カ 新聞記事 平成 23 年 10 月 14 日

キ 新聞記事 平成 23 年 10 月 25 日

ク 公安調査庁「内外情勢の回顧と展望（平成 23 年 1 月）」よりコピー

第 2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 11 月 18 日付でこれを受理した。

第 3 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人より「監査請求の内容が法の解釈も含まれる為、個別外部監査契約に基づく監査を求める。」として個別外部監査契約に基づく監査の実施について請求があった。

< 個別外部監査契約に基づく監査によらず、監査委員による監査の実施を相当とした理由 >

住民監査請求における監査対象は地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により「普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は普通地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。

具体的には、 公金の支出 財産の取得、管理又は処分 契約の締結又は履行 債務その他の義務の負担 がこれに該当する。なお、これらの行為がなされることが、相当の确实さをもって予想される場合も含まれるものである。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、 公金の賦課又は徴収を怠る事実 財産の管理を怠る事実 が該当する。」（逐条地方自治法 第 6 次改訂版（松本英昭著）956 頁）とされている。

住民監査請求の監査対象は、違法又は不当な財務会計上の行為により当該地方公共団体に損害を生じさせる行為、または確実に損害を与えることを予想できる行為などに限定されていることから、監査委員は、本件請求についても、「違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る行為」にあたるか、否かを公平、公正かつ普遍的な立場で判断すべきことを求められているものと解している。本件住民監査請求の違法性等についての判断を行うにあたって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とするような特段の理由がないことから、監査委員による監査の実施が相当であると判断した。

第4 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨にある「平成23年度東大阪市外国人学校教育振興費補助金（初級・中級学校分）」及び「平成23年度東大阪市外国人学校教材費補助金（初級・中級学校分）」の支出が「違法又は不当な公金の支出にあたるか、否か」を監査対象とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局学校管理部学事課（以下「学事課」という。）を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、本件請求人に対して平成23年12月8日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、証拠として以下の資料が追加で提出されるとともに請求人より陳述を受けた。

追加提出資料

- ア 平成23年11月18日 新聞記事 コピー
- イ 平成21年3月11日 朝鮮新報 WEB記事コピー
- ウ 『朝鮮歴史 中級2・3』日本語訳（星への歩み出版社刊）
- エ 住民監査請求 陳述要旨

< 陳述要旨（請求人より提出のあった陳述要旨を要約して記載した。） >

住民監査請求に至った経緯

国政において朝鮮学校の授業料無償化問題が話題となり都道府県では補助金の廃止を行うところもあります。東大阪市教育委員会に問い合わせたところ補助金を交付していることが確認できたので不当な補助金の返還と以後の交付の停止を求めるとともに、監査の過程において朝鮮学校は政治

的に強く朝鮮本国と結びついている事実を明らかにし、公表されることで少しでも周知できればという思いから監査請求に至りました。

4 関係人に対する事情聴取

平成 23 年 12 月 8 日に学事課より事情聴取を行った。

第 5 監査の結果

1 事実確認

措置請求に基づき、監査対象部局より関係資料の提出を受けるとともに、本件に関する事情聴取により次のことを確認した。

(1) 東大阪朝鮮初級学校及び東大阪朝鮮中級学校について

学事課より提出された資料により、東大阪朝鮮初級学校（以下「初級学校」という。）及び東大阪朝鮮中級学校（以下「中級学校」という。）は、学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として大阪府知事に認可されており、また設置者は学校法人大阪朝鮮学園であることを確認した。

所在地

初級学校 東大阪市寺前町二丁目

中級学校 大阪市生野区巽西三丁目

(2) 平成 23 年度東大阪市外国人学校教育振興費補助金及び平成 23 年度東大阪市外国人学校教材費補助金について

補助金の概要

東大阪市外国人学校教育振興費補助金及び東大阪市外国人学校教材費補助金（以下「本件補助金」という。）は、東大阪市外国人学校補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）に基づき交付するものである。

本件要綱の制定について

学事課より「補助金の交付については、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、教具・備品及び教材に要する経費の一部として初級学校へは昭和 60 年度より、中級学校へは平成 8 年度より交付を行っている。

本件補助金の交付に係る規定として本件要綱を制定し、平成 19 年 4 月 1

日より適用している。本件要綱制定の経過については、毎年度継続的に補助金を交付していることから、事務処理も含めた手続きの透明性確保のため補助金交付要綱の制定が必要であるとの指摘を監査委員より受け、本件要綱の制定を行った。本件要綱制定以前の交付については、東大阪市補助金等交付規則（平成元年4月1日施行）に基づき交付していた。」との説明を受けた。

なお、平成19年3月19日付監報第13号監査結果報告書により、外国人学校に対する補助金の交付事務に関し以下の「検討又は改善を要する事項」が報告されている。

< 検討又は改善を要する事項 >

外国人学校に対する補助金の交付事務について

「学事課では、本市在住の義務教育相当年齢の児童生徒が就学している外国人学校に対し、教育の振興並びに当該保護者の経済的負担軽減を図るため、教具、備品及び教材費等に要する経費の一部として初級学校へは昭和60年度より、中級学校へは平成8年度より補助金を交付している。

市長までの起案決裁はされているが、毎年度継続的に補助金を交付していることから、事務処理も含めた手続きの透明性確保のため補助金交付要綱等を定められたい。」

本件要綱の主な内容

ア 目的

第1条において、この要綱は、東大阪市在住の義務教育相当年齢の児童生徒が就学している外国人学校に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することにより、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としている。

イ 補助金の額

第5条において、補助金の交付金額は、予算の範囲内で毎年度定める額としている。

ウ 補助対象

第6条において、補助金の交付対象は、外国人学校が購入する教具・備品及び教材に要する経費の一部としている。

エ 交付の申請

第7条において、補助金の交付の申請をしようとする者は、教育振

興費補助金交付申請書(様式第1-(1))又は教材費補助金交付申請書(様式第1-(2))を市長の指定する日までに提出しなければならないと規定しており、また同条第2項では、前項の申請書には、次の書類を添付しなければならないとしている。

(1)教育振興費補助金事業計画書(様式第2-(1))又は教材費補助金事業計画書(様式第2-(2))

(2)教育振興費補助金収支予算書(様式第3-(1))又は教材費補助金収支予算書(様式第3-(2))

オ 交付の決定

第8条において、市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その内容及びこれに付した条件を補助金の交付を申請した者に対し、教育振興費補助金交付決定通知書(様式第4-(1))又は教材費補助金交付決定通知書(様式第4-(2))により通知するものとしている。

カ 交付の請求

第11条において、補助金の交付の決定を受けた者は、教育振興費補助金交付請求書(様式第6-(1))又は教材費補助金交付請求書(様式第6-(2))に教育振興費補助金交付決定通知書(様式第4-(1))又は教材費補助金交付決定通知書(様式第4-(2))の写しを添えて、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならないとしている。

キ 実績報告

第12条において、補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに教育振興費補助金実績報告書(様式第7-(1))又は教材費補助金実績報告書(様式第7-(2))を市長に提出しなければならないと規定し、また同条第2項では前項の実績報告書には次の書類を添付しなければならないとしている。

(1)教育振興費補助金収支決算書(様式第8-(1))又は教材費補助金収支決算書(様式第8-(2))

(2)教育振興費補助金事業実績報告書(様式第9-(1))又は教材費補助金事業実績報告書(様式第9-(2))

平成 23 年度東大阪市一般会計予算における本件補助金の予算計上について

平成 23 年度東大阪市一般会計予算書の(款)教育費(項)小学校費において、民族学校教育振興補助事業として 430 万円が予算計上されていることを、またその内訳は、大阪朝鮮学園教育振興補助金(初級学校分)で 360 万円、大阪朝鮮学園教材費補助金(初級学校分)で 70 万円であることを確認した。

また同予算書の(款)教育費(項)中学校費において、民族学校教育振興補助事業として 110 万円が予算計上されていることを、またその内訳は、大阪朝鮮学園教育振興補助金(中級学校分)で 100 万円、大阪朝鮮学園教材費補助金(中級学校分)で 10 万円であることを確認した。

以上のことから初級及び中級学校両校に対する東大阪市(以下「市」という。)の本件補助金に関する予算総額は 540 万円であることを確認した。

初級学校に対する平成 23 年度の本件補助金の支出について

学事課より提出された資料によると、初級学校から平成 23 年度の東大阪市外国人学校教育振興費補助金(以下「教育振興費補助金」という。)の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 23 年 9 月 21 日に交付決定を行い、これを初級学校に通知した。その後、初級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 10 月 5 日に 360 万円の支出命令を行っていることを確認した。

また、初級学校から平成 23 年度の東大阪市外国人学校教材費補助金(以下「教材費補助金」という。)の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 23 年 9 月 21 日に交付決定を行い、これを初級学校に通知した。その後、初級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 10 月 5 日に 70 万円の支出命令を行っていることを確認した。

中級学校に対する平成 23 年度の本件補助金の支出について

学事課より提出された資料によると、中級学校から平成 23 年度の教育振興費補助金の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 23 年 9 月 21 日に交付決定を行い、これを中級学校に通知した。その後、中級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 10 月 5 日に 100 万円の支出命令を行っていることを確認した。

また、中級学校から平成 23 年度教材費補助金の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 23 年 9 月 21 日に交付決定を行い、これを中級学校に通知した。その後、中級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 10 月 5 日に 10 万円の支出命令を行っていることを確認した。

(3) 初級及び中級学校両校に対する平成 22 年度の本件補助金の支出の状況及び実績報告書等の提出について

初級学校に対する平成 22 年度の本件補助金の支出について

学事課より提出された資料によると、初級学校から平成 22 年度の本件補助金の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 22 年 8 月 3 日に本件補助金の交付決定を行い、これを初級学校に通知した。

その後、初級学校から提出された本件補助金交付請求書を受けて教育振興費補助金で 360 万、教材費補助金で 70 万円をそれぞれ支出していることを確認した。

中級学校に対する平成 22 年度の本件補助金の支出について

学事課より提出された資料によると、中級学校から平成 22 年度の本件補助金の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 22 年 8 月 3 日に本件補助金の交付決定を行い、これを中級学校に通知した。

その後、中級学校から提出された本件補助金交付請求書を受けて、教育振興費補助金で 100 万円、教材費補助金で 10 万円をそれぞれ支出していることを確認した。

初級学校よりの平成 22 年度の本件補助金に対する実績報告書等の提出について

学事課より提出された資料によると、平成 22 年度の教育振興費補助金（初級学校分）に関して、初級学校から平成 23 年 3 月 31 日に教育振興費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また同事業実績報告書には経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

収支決算書等によれば、平成 22 年度の収支決算及び事業実績は次のとおり報告されていることを確認した。

平成22年度教育振興費補助金 収支決算書（初級学校）

（単位：円）

収入

項目	決算額	内容説明
事業費	910,000	教育会運営費
東大阪市補助金	3,600,000	教育振興費補助金
合計	4,510,000	

支出

項目	決算額	補助金充当額
教具費	3,234,325	3,600,000
備品費	1,485,710	
合計	4,720,035	3,600,000

平成22年度教育振興費補助金 事業実績報告書（初級学校）

（単位：円）

項目	説明	金額	購入期間
教具費	プリンター	84,000	2010.4.1～ 2011.3.31
	デジカメ	57,000	
	すのこ	270,710	
	ラミネーター	5,980	
	遊具教具	407,320	
	ピアノカ、電子オルガン等	324,870	
	ノートパソコン	441,000	
	舞踏道具	409,135	
	舞踏衣装	367,500	
	バレーボールネット	160,560	
	サッカーボール	105,000	
	砂代	176,000	
	サッカーゴール設置	425,250	
	(小計)	3,234,325	
備品費	放送音響器具	123,900	2010.4.1～ 2011.3.31
	輪転機	945,000	
	修理備品	84,438	
	スリッパ購入	5,250	
	楽器修理	23,100	
	厨房器具購入	115,000	
	ペンキ購入	166,000	
	医薬品	23,022	
	(小計)	1,485,710	
合計	4,720,035		

また、平成22年度教材費補助金（初級学校分）に関しては、初級学校より教材費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また同事業実績報告書には経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

収支決算書等によれば、平成22年度の収支決算及び事業実績は次のとおり報告されていることを確認した。

平成22年度教材費補助金 収支決算書（初級学校）

(単位：円)

収入

項目	決算額	内容説明
事業費	1,400,000	教育会運営費
東大阪市補助金	700,000	教材費補助金
合計	2,100,000	

支出

項目	決算額	補助金充当額
教材費	1,736,721	700,000
消耗品費	583,286	
合計	2,320,007	700,000

平成22年度教材費補助金 事業実績報告書（初級学校）

(単位：円)

項目	説明	金額	購入期間
教材費	図書購入費	1,056,111	2010.4.1～ 2011.3.31
	参考資料	680,610	
	(小計)	1,736,721	
消耗品費	事務用品	545,486	2010.4.1～ 2011.3.31
	ファインコート	37,800	
	(小計)	583,286	
	合計	2,320,007	

中級学校よりの平成22年度の本件補助金に対する実績報告書等の提出について

学事課より提出された資料によると、平成22年度の教育振興費補助金（中級学校分）に関して、中級学校から平成23年3月31日に教育振興費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また同事業実績報告書には経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

収支決算書等によれば、平成22年度の収支決算及び事業実績は次のとおり報告されていることを確認した。

平成22年度教育振興費補助金 収支決算書（中級学校）

(単位：円)

収入

項目	決算額	内容説明
事業費	1,619,537	教育会運営費
東大阪市補助金	1,000,000	教育振興費補助金
合計	2,619,537	

支出

項目	決算額	補助金充当額
教具費	993,175	692,875
備品費	1,626,362	307,125
合計	2,619,537	1,000,000

平成22年度教育振興費補助金事業実績報告書（中級学校）

(単位：円)

項目	説明	金額	購入期間
教具費	パソコン購入	98,175	4月
	石灰にがり	112,350	9月
	ボール購入（サッカー等）	291,300	年間
	楽器、民族楽器購入、修理	440,000	年間
	体育用品	51,350	年間
	(小計)	993,175	
備品費	拡大コピー機	307,125	5月
	吹奏楽部室クーラー	620,000	7月
	舞踏衣装代	520,000	8月
	ストーブ購入(2台)、修理	179,237	11月
	(小計)	1,626,362	
	合計	2,619,537	

また、平成22年度教材費補助金（中級学校分）に関しては、中級学校から教材費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また同事業実績報告書には経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

収支決算書等によれば、平成22年度の収支決算及び事業実績は次のとおり報告されていることを確認した。

平成22年度教材費補助金 収支決算書（中級学校）

（単位：円）

収入

項目	決算額	内容説明
事業費	1,922,755	教育会運営費
東大阪市補助金	100,000	教材費補助金
合計	2,022,755	

支出

項目	決算額	補助金充当額
教材費	912,889	100,000（トナー代一部）
消耗品費	1,109,866	
合計	2,022,755	100,000

平成22年度教材費補助金 事業実績報告書（中級学校）

（単位：円）

項目	説明	金額	購入期間
教材費	美術教材	349,889	年間
	図書購入	563,000	年間
	(小計)	912,889	
消耗品費	コピー用紙	794,236	年間
	コピートナー	315,630	年間
	(小計)	1,109,866	
	合計	2,022,755	

本件補助金に係る事業実績報告書への領収書の写しの添付について

学事課より「初級及び中級学校両校に対し報告書への領収書の写しの添付を指導し、平成22年度本件補助金事業実績報告書より領収書の写しの添付が行われている。」との説明があり、領収書の写しが添付されていることを確認した。

(4)初級及び中級学校両校における本市内在住の児童生徒数の推移について

学事課に対し、初級及び中級学校両校における平成23年度の本市内在住の児童生徒数を確認したところ「初級学校における本市内在住の児童は101人である。また、中級学校における本市内在住の生徒は56人である。」との説明を受けるとともに、平成13年度から平成23年度までの初級及び中級学校両校の本市内在住の児童生徒数の推移に関する資料の提出を受けた。

児童生徒数の推移は次の表のとおりである。

朝鮮学校（初級・中級）児童生徒数(東大阪市内在住者)

(単位：人)

学校名 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
東大阪朝鮮初級学校	164	157	144	141	139	122	121	115	110	104	101
東大阪朝鮮中級学校	76	85	80	78	77	74	75	78	74	68	56
計	240	242	224	219	216	196	196	193	184	172	157

提出された資料から、初級学校における市内在住の児童数は過去 10 年間で最も多かった平成 13 年度では 164 人であり、平成 23 年度の 101 人と比べると 63 人（約 38%）減少していることを確認した。

また、中級学校では、同様に最も市内在住の生徒数が多かった平成 14 年度では 85 人であり、平成 23 年度の 56 人と比べると 29 人（約 34%）減少していることを確認した。

(5) 本件補助金に関する積算根拠について

学事課より「本件補助金については、これまでの経過から予算の積算を行ってきたものですが、明確な根拠は持ち合わせておりません。」との説明を受けた。

(6) 学事課に対する事情聴取について

請求人より「初級部 4 年生以上の児童生徒を朝鮮総聯の傘下団体に所属させるなど、政治教育の中立性を欠いており、教育基本法第 14 条第 2 項に違反している朝鮮学校への公金の支出は違法である。」との主張について見解を求めたところ、「教育基本法において、「法律に定める学校」とは、設置者を国、地方公共団体及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人に限定することにより、「公の性質」を担保した学校教育法第 1 条に規定する学校である。

教育基本法第 14 条第 2 項は、学校教育法第 1 条に規定する学校における教育の政治的中立性を確保しようとするものであり、設置者に様々な形態がある各種学校は、教育基本法上「法律に定める学校」に該当しないことから初級及び中級学校両校には本規定は適用されないと考えている。」との説明を受けた。

学校教育法（抄）

〔学校の範囲〕

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

〔各種学校〕

第 134 条 第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

2 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局(学事課)の説明等に基づき、本件請求について以下のとおり判断する。

(1) 憲法第 89 条及び教育基本法第 14 条第 2 項の違法性又は不当性を判断しない理由

請求人の主張によれば、「本件補助金は、憲法第 89 条に違反している、あるいは教育基本法第 14 条第 2 項に違反している初級及び中級学校両校への公金の支出は違法である。また、本件補助金の支出が本件要綱において不当であり、もって本市職員等による違法又は不当な公金の支出である。」として、補助金の返還請求及び今後の補助金の交付停止を求めてなされたものであると解される。

しかし、本件請求に関しては、以下の理由により本件補助金の支出が財務会計上の違法又は不当な支出にあたるか、否かを判断することとし、その余については判断しない。

憲法第 89 条違反について

請求人の主張によれば、「各種学校である朝鮮学校の教育内容については朝鮮総聯の指導下に置かれており、日本国からみて公の支配がなされていない。ゆえに初級及び中級学校両校に対する本件補助金の支出は憲法違反である。」としている。

しかし、このことに関しては補助金の支出に係る違憲性の判断を求めるも

のであって、法第 242 条に定める財務会計上の行為の違法性不当性を判断し、地方公共団体が被る損害の回復とその是正を図ることを目的とする住民監査請求における監査委員の職務権限になじまないと考える。

教育基本法第 14 条第 2 項（政治教育の中立性）違反について

請求人の主張によれば、「初級部 4 年生以上の児童生徒を朝鮮総聯の傘下団体に所属させるなど政治教育の中立性を欠いており、教育基本法第 14 条第 2 項に違反している朝鮮学校への公金の支出は違法である。」としている。

本件の初級及び中級学校両校の設置者は学校法人大阪朝鮮学園であり、また両校は学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として大阪府知事に認可されている。

教育基本法第 14 条第 2 項は、学校教育法第 1 条に規定する学校における教育の政治的中立性を確保しようとするものであり、学校設置に様々な形態のある各種学校は、教育基本法第 14 条第 2 項に該当するものではないとの見解はあるが、そもそも市及び東大阪市教育委員会は各種学校に関する許認可及び教育内容の指導監督に関して何ら権限を有しておらず、政治的中立性の違法性又は不当性については本監査請求に係る監査委員の職務権限になじまないと考える。

(2) 本件補助金が本件要綱において不当であるか、否か

請求人より主張のあった「本件補助金が本件要綱において不当である。」について以下のとおり判断する。

本件補助金の性格については、本件要綱第 1 条に掲げられているとおり、本市内在住の義務教育相当年齢の児童生徒が就学している外国人学校に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することにより、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としている。また、補助対象としては、本件要綱第 6 条に規定しているように外国人学校が購入する教具・備品及び教材に要する経費の一部に限定している。

平成 23 年度の本件補助金が違法又は不当なものであるか、否かを判断するにあたり、直近の会計年度である平成 22 年度の本件補助金交付に係る一連の手続きが適正に行われているかを判断基準にすることは合理的であると考え

平成 22 年度本件補助金の交付手続及び支出について

本件要綱第 7 条に規定する補助金の交付申請に関し、初級及び中級学校両

校から本件補助金交付申請書、同事業計画書、同収支予算書が市に提出され、これを受けた市は所定の手続きを経たのち、平成 22 年 8 月 3 日に本件要綱第 8 条に規定する本件補助金の交付決定通知書を初級及び中級学校両校に通知している。

なお、本件補助金の交付金額については、本件要綱第 5 条の規定のとおり予算の範囲内で決定している。

本件補助金の交付決定通知を受けた初級及び中級学校両校は本件補助金交付請求書を市に提出し、市は平成 22 年度の本件補助金 540 万円を支出した。

平成 22 年度本件補助金の実績報告について

本件要綱第 12 条に規定する実績報告に関し、初級及び中級学校両校から平成 23 年 3 月 31 日に本件補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書並びに経費の支出を確認するための領収書の写しが市に対し提出されている。

以上のことから本件補助金の交付手続及び支出並びに実績報告については、本件要綱の手続きに沿って行われている。

なお、本件補助金の事業実績報告書には、経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されている。領収書の写しの一部には、支払日、支払金額及び支払先は明記されているものの具体的な購入品目の記載がないものがあり、関係職員の点検に不十分な点がみられた。しかし、添付された領収書の金額の総額は、本市が交付した本件補助金の金額を上回るものであるため、教具・備品及び教材などの購入に充てられたものと判断できる。

また、初級及び中級学校両校における本市内在住の児童生徒数が平成 13 年度に比べ平成 23 年度では約 35% 減少しているにも関わらず、初級及び中級学校両校に支出した本件補助金の額が平成 13 年度から平成 23 年度まで年間 540 万円と同額で推移していることに疑問を感じる。

しかしながら、本件補助金の支出に関し、本件要綱どおりの手続きが行われており、初級及び中級学校両校より提出された実績報告書等の内容から市が交付した本件補助金が両校の学校活動に関わる物品等の購入に充てられたと判断できることからすると、本件補助金の支出に関し違法又は不当とは判断できない。

3 結 論

上記の判断から、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

4 意 見

本件補助金に関しては、初級及び中級学校両校における市内在住の児童生徒数が平成13年度と本年度を比較すると約35%も減少しているにも関わらず、補助金の額を見直しすることなく漫然と継続されてきた感がある。また、本件補助金実績報告書等の確認に不十分な点もあった。

今後においては本件補助金に係る積算根拠を早急に構築されるとともに、今回の監査結果を踏まえ本件補助金の適正な執行に努められたい。